

第74・75号議案

大田区新蒲田一丁目複合施設及び大田区新蒲田区民活動施設の  
指定管理者の指定について

1 指定管理者候補者及びその期間（新規指定）

名称：アクティオ・東急コミュニティー共同事業体

代表団体 アクティオ株式会社

東京都目黒区東山一丁目5番4号

KDX中目黒ビル6階

構成団体 株式会社東急コミュニティー

東京都世田谷区用賀四丁目10番1号

期間：令和3年12月1日から令和7年3月31日まで（3年4か月）

2 選考経過

- |                                 |                |
|---------------------------------|----------------|
| (1) 募集要項の公開                     | 令和3年3月15日      |
| (2) 説明会                         | 令和3年3月26日      |
| (3) 応募書類受付期間                    | 令和3年5月17日から27日 |
| (4) 第一次審査（書類審査）                 | 令和3年6月29日      |
| (5) 第一次審査結果通知                   | 令和3年7月2日       |
| (6) 第二次審査<br>（プレゼンテーション及びヒアリング） | 令和3年7月28日      |
| (7) 審査結果通知                      | 令和3年8月6日       |

3 応募事業者数

7事業者

4 選定基準

	評価区分	評価項目	配点	第1順位者の 得点
一 次 審 査	基礎項目	応募資格、欠格事由 財務状況	必須要件	必須要件
	適格性	経営理念、運営方針	140	107

一次 審 査	管理運営能力	管理運営計画（事業 運営、建物管理） 安全管理 管理運営実績 区内事業者算入	420	289
		自主事業実施計画	210	156
		人員配置計画等	210	133
	収支計画	収支予算書	280	221
	一次審査計		1,260	906
二次 審 査	プレゼンテーシ ョン及び ヒアリング	応募書類内容確認 説明力、意欲、熱意	140	109
	二次審査計		140	109
総合得点			1,400	1,015

## 5 選定理由（概要）

- (1) 専門調査員（公認会計士）の調査結果は、指定管理者として施設を安定的に運営できる良好な経営状況であるとの評価であった。
- (2) 一次審査の結果、施設の設置目的を十分に理解し、区民の文化活動、地域活動、生涯学習等の推進を図るための具体的な事業等の提案が優れていた。  
また、これまでの運営実績、豊富な経験を有しているなど、幅広い世代が利用する複合施設を管理運営する指定管理者としての適格性が認められた。
- (3) 二次審査の結果、施設内外の連携を進めるコーディネーターによる地域行事への積極的な参加など、地域のつながりづくり等に関する具体的な提案があり、地域力の向上への強い意欲が認められた。
- (4) これらを総合的に評価した結果、選定委員の合議により指定管理者候補者として選定した。